

第98回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル東京 本館4階 桜の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

INDEX

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	8
■ 事業報告	29
■ 連結計算書類	57
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	61

Engineering for the Future



<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまの安全を最優先に、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

ごあいさつ



株主の皆さまへ

第98回定時株主総会を6月23日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、2021年度の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2022年6月
代表取締役社長

石田 博一



三機工業グループ
経営理念

エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し
広く社会の発展に貢献する

技術と英知を磨き、顧客満足の向上に努める
コミュニケーションを重視し、相互に尊重する
社会の一員であることを意識し、行動する

証券コード：1961
2022年6月3日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表取締役社長 石田 博一

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆さま、感染拡大により影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまの安全を最優先に、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

なお、ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
3. 目的事項	<p>報告事項 (1) 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役12名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第7号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>

以 上

1. 本株主総会招集ご通知及び株主総会参考書類の英訳は、インターネットの**当社ウェブサイト**(<https://www.sanki.co.jp/>)に掲載いたします。
2. 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、**当社ウェブサイト** (<https://www.sanki.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの**当社ウェブサイト** (<https://www.sanki.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

1. 議決権の事前行使のお願い

本株主総会の議決権行使は、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

2. 事前及び事後の動画配信のご案内

2022年3月期の事業報告及び対処すべき課題の説明動画を6月16日（木曜日）頃から当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）において事前配信する予定です。

また、本株主総会当日の様子は、当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）において後日配信する予定です。

3. 事前質問の受付のご案内

本株主総会における報告事項及び決議事項につきまして、当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）にて株主の皆さまからのご質問をお受けいたします。

<受付期限>2022年6月20日（月曜日）午後5時まで

4. インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施いたします。詳細につきましては、6頁から7頁をご参照ください。なお、ライブ配信後に当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）にて配信に関するご質問・ご意見をお受けいたします。

<受付期限>2022年6月24日（金曜日）午後5時まで

5. ご出席される株主の皆さまへのお願い

- ・会場の座席は間隔を空けた配置としております。そのため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主さまの人数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主さまのためアルコール消毒液を設置いたします。
なお、ご来場の株主さまは、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等には、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会の議事につきましては、感染予防の観点から、開催時間を短縮し、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明を簡略化させていただく場合がございます。株主さまにおかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応方法を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本株主総会招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



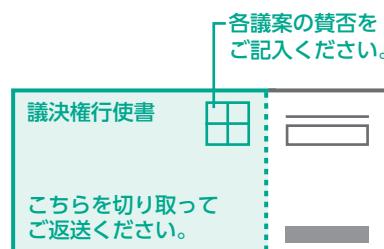
代理人がご出席される場合は、議決権行使書用紙に加えて代理権を証明する書面が必要になります。なお、代理人は当社の議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時入力分まで

■ 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合

インターネット等による議決権を有効とさせていただきます。

インターネット等によって議決権を複数回行使された場合

最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された 合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた

場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次頁インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただけますようお願い申し上げます。

※議決権行使サイトのご利用に伴う接続料金及び通信料は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使サイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、左記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



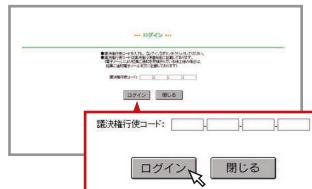
パソコンの場合

- 1 議決権行使サイトにアクセス
<https://www.web54.net> (ウェブ行使)
「次へすすむ」をクリック

以下はパソコンの画面を表示しております。



- 2 ログイン
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



- 3 パスワードの入力
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主さまは、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。



スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施いたします。

配信日時 2022年6月23日(木)午前10時から

※配信ページは30分前の9時30分頃に開設予定です。

視聴方法

(1) パソコン、スマートフォン又はタブレットから下記のURLを入力、又はQRコードを読み取って専用視聴サイトにアクセスします。

専用視聴サイトURL <https://1961.ksoukai.jp>



(QRコード)

(2) 専用視聴サイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い以下のID及びパスワードをご入力ください。

ID: 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(9桁の半角数字)

パスワード: 議決権行使書用紙に記載されている株主さまの「郵便番号」(ハイフンを除く7桁)

ライブ配信に関するお問い合わせ

① ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

03-6311-4621

受付時間 2022年6月23日(木)
午前9時から株主総会終了時刻まで

② ID・パスワードに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート

 **0120-782-041** (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

ご注意点

- ・ライブ配信中は議決権の行使、ご質問はできません。事前に書面又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。また、当社ウェブサイト (<https://www.sanki.co.jp/>) 上にて株主の皆さまからのご質問をお受けいたしますので併せてご利用ください。
- ・ご使用のパソコンの環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる、又はライブ配信をご視聴いただけない場合がございますので予めご了承ください。
- ・専用視聴サイトURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、固くお断りさせていただきます。
- ・当社がやむを得ないと判断した場合、ライブ配信の内容を一部変更又は中止とさせていただきます。
- ・何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sanki.co.jp/>) においてお知らせいたします。

視聴テスト

2022年6月22日（水）午前9時から株主総会当日の開会予定時刻30分前までの間、前ページ「視聴方法」にてご案内の方法により、視聴環境のテストが可能です。

株主番号(ID)

株主さまの郵便番号(パスワード)

議決権行使書 株主番号 012345678 議決権行使回数 10 回

〇〇〇〇株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の貴社第〇〇回臨時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。

〇〇〇〇年 〇月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (付帯案)	第4号議案 (付帯案)	第5号議案
賛否表示欄	〇	〇	〇	〇	〇

〒11100000の〒1丁目4番1号

代行 太郎

〇〇〇〇株式会社

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

00000000000000000000 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、〇〇〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇分までに到着するようにご返送ください。
- 第〇号議案および第〇号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、〇〇〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇株式会社

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

また、2019年度を初年度とした中期経営計画“Century 2025” Phase2において、当社グループ経営目標の中で総還元性向70%以上を目標値として定めており、配当については1株につき年間60円以上の安定的な配当を実施することを、自己株式取得についてはPhase2期間中に500万株程度を弾力的に実施していくことを基本方針としております。

当期（2021年度）は、Phase2の最終年度にあたり、掲げた計画値を概ね達成することができました。また、前期実績を上回る業績水準となりました。

そこで、当期の期末配当につきましては、特別配当を加え、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

(うち、普通配当35円・特別配当15円)

総額2,788,034,900円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

なお、1株につき35円の間配当を実施しておりますので、当期の配当金は1株につき、あわせて85円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①定款変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②定款変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会全体のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条を変更するものであります。

なお、当社は既に、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(3) 取締役会の招集権者の変更

取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、招集権者に関する定め(現行定款第24条)を削除し、取締役会規程に授權する条項(定款変更案第27条)を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	現 行 定 款	定 款 変 更 案
	第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条	定時株主総会は、毎年6月に招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。	第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

現行定款	定款変更案
(新設)	② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
第14条～第15条 (省略)	第14条～第15条 (現行どおり)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
第17条～第18条 (省略)	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第19条～第23条 (省略)	第17条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第23条 (省略)	第19条～第23条 (現行どおり)
第24条 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に支障あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	(削除)
第25条～第27条 (省略)	第24条～第26条 (条数の繰り上げ)
(新設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほかは取締役会の定める取締役会規程による。
(新設)	附則
	第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
	第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
	第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、1名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	はせがわ つとむ 長谷川 勉	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2 再任	いしだ ひろかず 石田 博一	代表取締役社長	100% (13回/13回)
3 再任	みつ いし えいじ 三石 栄司	取締役専務執行役員建築設備事業本部長	100% (13回/13回)
4 再任	くどう まさゆき 工藤 正之	取締役専務執行役員サステナビリティ推進本部長	100% (13回/13回)
5 再任	いい じま かずあき 飯嶋 和明	取締役常務執行役員プラント設備事業本部長	100% (11回/11回)
6 再任	ふくい ひろとし 福井 博俊	取締役常務執行役員総務人事本部長	100% (13回/13回)
7 再任	かわべ よしお 川辺 善生	取締役常務執行役員経理本部長 最高財務責任者	100% (13回/13回)
8 再任	やまもと ゆきてる 山本 幸央	社外 独立役員 社外取締役 取締役会議長	100% (13回/13回)
9 再任	かし くら かずひこ 柏倉 和彦	社外 独立役員 社外取締役	100% (13回/13回)
10 再任	こうの けいじ 河野 圭志	社外 独立役員 社外取締役	100% (11回/11回)
11 再任	まつだ あきひこ 松田 明彦	社外 独立役員 社外取締役	100% (11回/11回)
12 新任	うめだ たまみ 梅田 珠実	—	—



生年月日

1953年3月4日生

所有する当社株式数

36,300株

候補者
番号

1

は せ が わ つとむ
長谷川 勉

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社	2012年4月	同専務執行役員営業統括本部長
2008年6月	同執行役員建設設備事業本部 東京副支社長	2012年6月	同取締役専務執行役員 営業統括本部長
2009年4月	同執行役員建設設備事業本部 事業戦略本部長	2013年4月	同代表取締役専務執行役員 建築設備事業本部長
2010年4月	同上席執行役員建設設備事業本部 東京支社長	2015年4月	同代表取締役社長
2011年4月	同常務執行役員東京支社長	2020年4月	同代表取締役会長 現在に至る

<担当>
秘書室

選任理由

長谷川勉氏は、2015年4月より代表取締役社長としてあらゆる場面において常にリーダーシップを発揮し事業運営に取り組んできました。2020年4月からは長年にわたり当社グループで培った経営手腕、識見、能力を代表取締役会長の立場で発揮しており、当社グループの企業価値向上のために欠かせない人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1959年1月22日生

所有する当社株式数

31,400株

候補者
番号

2

い し だ ひろかず
石田 博一

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2017年6月	同取締役常務執行役員 建築設備事業本部営業統括本部長
2012年4月	同執行役員営業統括副本部長	2018年4月	同取締役専務執行役員 経営企画室長
2013年4月	同執行役員北海道支店長	2020年4月	同代表取締役社長 現在に至る
2016年4月	同常務執行役員 建築設備事業本部営業統括本部長		

<担当>
内部監査室、経営企画室、法務室

選任理由

石田博一氏は、当社に入社以来、建築設備事業に長く携わり、当社事業に関する豊富な経験、知識及び実績を有しています。経営企画室長等を経て、2020年4月より代表取締役社長として経営基盤の強化と長期ビジョン“Century2025”の推進に尽力しており、当社グループの企業価値向上に不可欠な人材と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1952年2月24日生

所有する当社株式数

33,500株

候補者
番号

3

みついし えいじ
三石 栄司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 当社入社
 2011年4月 同執行役員中部副支社長
 2013年4月 同常務執行役員中部支社長
 2017年4月 同専務執行役員
 建築設備事業本部長

2017年6月 同取締役専務執行役員
 建築設備事業本部長
 現在に至る

<担当>

建築設備事業本部（海外事業統括室を除く）、
 安全衛生推進室

選任理由

三石栄司氏は、建築設備事業の実務と部門経営を長年にわたり経験しています。現在は建築設備事業本部長を務め、建設現場の働き方改革の推進と労働災害の防止にも注力しています。これらの経験と実績は当社グループの企業価値をさらに高めるために不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1959年6月27日生

所有する当社株式数

21,300株

候補者
番号

4

くどう まさゆき
工藤 正之

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2014年6月 同執行役員
 ファシリティシステム事業部長
 2017年4月 同常務執行役員
 建築設備副事業本部長
 2018年4月 同常務執行役員
 2018年6月 同取締役常務執行役員

2021年4月 同取締役専務執行役員
 CSR推進本部長

2022年4月 同取締役専務執行役員
 サステナビリティ推進本部長
 現在に至る

<担当>

サステナビリティ推進本部、主査室、
 情報システム室、建築設備事業本部海外事業統括室、
 ファシリティシステム事業部

選任理由

工藤正之氏は、建築設備事業の技術者として海外を含む多くの実務を経験した後、ファシリティシステム事業部長を経て、現在はサステナビリティ推進本部長としてサステナビリティの推進とコンプライアンスの浸透にその手腕を発揮しています。これらの実績と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1958年8月12日生

所有する当社株式数

12,100株

候補者
番号

5

い い じ ま か ず あ き
飯嶋 和明

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2016年4月 同執行役員技術研究所長
2018年10月 同執行役員R&Dセンター長
2021年4月 同常務執行役員
プラント設備事業本部長

2021年6月 同取締役常務執行役員
プラント設備事業本部長
現在に至る

<担当>
プラント設備事業本部、R&Dセンター

選任理由

飯嶋和明氏は、当社に入社以来、研究開発及び省エネルギー関連事業にかかわる技術者としての実績及び部門経営者としての経験があり、現在はプラント設備事業本部長として機械システム事業と環境システム事業の発展に貢献しています。これらの経験と実績は当社の企業価値をさらに向上させるために不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1958年5月12日生

所有する当社株式数

19,900株

候補者
番号

6

ふ く い ひ ろ と し
福井 博俊

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2012年4月 同執行役員技術開発本部長
2013年4月 同執行役員技術研究所長
2016年4月 同執行役員
2016年6月 同常勤監査役

2020年6月 同取締役執行役員総務人事本部長
2022年4月 同取締役常務執行役員
総務人事本部長
現在に至る

<担当>
総務人事本部、三機テクノセンター

選任理由

福井博俊氏は、当社に入社以来、建築設備事業の技術者として幅広く実務を経験した後、技術開発部門の責任者を務め、現在は総務人事本部長として人財の育成と職場環境の向上に貢献しています。これらの経験と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

かわべ よしお
川辺 善生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2020年6月	同取締役執行役員経理本部長 最高財務責任者
2015年4月	同執行役員管理本部長	2022年4月	同取締役常務執行役員 経理本部長 最高財務責任者
2015年6月	同取締役執行役員管理本部長		現在に至る
2017年4月	同取締役執行役員経理本部長		
2017年6月	同執行役員経理本部長		

<担当>
経理本部

生年月日

1960年10月31日生

所有する当社株式数

9,900株

選任理由

川辺善生氏は、当社に入社以来、主に経理・財務関連業務及び内部統制の推進に携わり、総務・人事を含む管理部門の責任者を経て、現在は経理本部長を務め、資本・財務政策にも注力しています。これらの経験と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

やまもと ゆきてる
山本 幸央

社外 独立役員 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	三井生命保険相互会社入社	2013年6月	同特別顧問
2008年6月	三井生命保険株式会社 取締役常務執行役員	2014年6月	当社社外取締役
2009年4月	同代表取締役社長 社長執行役員業務改善推進本部長	2015年4月	三井生命保険株式会社顧問
2012年4月	同代表取締役社長 社長執行役員（COO）	2017年3月	同退任
		2020年6月	当社社外取締役 取締役会議長 現在に至る

選任理由

山本幸央氏は、三井生命保険株式会社（現大樹生命保険株式会社）の代表取締役社長、一般社団法人日本経済団体連合会の常任幹事等を歴任しており、会社経営に関する豊富な業務経験と幅広い知識を有しています。現在は当社の取締役会議長としてコーポレートガバナンスの向上に貢献しています。その経歴を通じて培った経験と識見に基づく助言と監督は、当社の持続的な企業価値向上につながることを期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

生年月日

1953年6月3日生

所有する当社株式数

12,100株



生年月日

1954年4月13日生

所有する当社株式数

4,400株

候補者
番号

9

かしくらかずひこ
柏倉 和彦

社外 独立役員 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社三井銀行入行	2013年6月	SMB Cファイナンスサービス株式会社 代表取締役社長
2005年6月	株式会社三井住友銀行執行役員 業務監査部長	2017年6月	同代表取締役会長
2008年4月	同執行役員	2018年6月	当社社外取締役 現在に至る
2008年4月	同退任		SMB Cファイナンスサービス株式会社 代表取締役会長退任
2008年5月	SMB Cスタッフサービス株式会社 代表取締役社長		
2013年5月	同退任		

選任理由

柏倉和彦氏は、株式会社三井住友銀行の執行役員をはじめ、同グループ会社の経営者を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見に基づく助言・監督は、当社の持続的な企業価値向上につながる事が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1957年9月18日生

所有する当社株式数

500株

候補者
番号

10

こうのけいじ
河野 圭志

社外 独立役員 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	日本銀行入行	2012年4月	同執行役員営業本部副本部長
1999年5月	同調査統計局物価統計課長	2013年1月	同執行役員IT統轄部門長
2001年2月	同調査統計局経済統計課長	2015年10月	同執行役員 グローバルヘルスポリシー担当、 IT統轄部門長
2002年11月	同名古屋支店次長	2017年1月	同執行役員渉外調査部担当、 グローバルヘルスポリシー担当
2004年3月	同松江支店長	2017年4月	同上席執行役員渉外調査部担当、 グローバルヘルスポリシー担当
2006年7月	同金融市場局参事役	2021年4月	同非常勤顧問 現在に至る
2007年11月	同福岡支店長	2021年6月	当社社外取締役 現在に至る
2009年5月	同情報サービス局長		(重要な兼職の状況)
2010年4月	同退職		中外製薬株式会社非常勤顧問
2010年5月	中外製薬株式会社常勤顧問		
2010年10月	同執行役員 ライフサイクルマネジメント・マーケティングユニット 副ユニット長		
2010年11月	同執行役員 ライフサイクルマネジメント・マーケティングユニット ライフサイクルマネジメント第二部長		

選任理由

河野圭志氏は、金融のスペシャリストとして日本銀行の主要部門の管理職を歴任し、また、中外製薬株式会社では執行役員としてIT統轄部門長や海外での社会貢献活動推進を担う等、幅広い知識と経験を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見に基づく助言と監督は、当社の持続的な企業価値向上につながる事が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1960年1月7日生

所有する当社株式数

500株

候補者
番号

11

まつだ あきひこ
松田 明彦

社外 独立役員 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	東京ガス株式会社入社	2020年3月	同退任
2013年4月	同ソリューション技術部 株式会社エネルギーアドバンス 常務取締役	2020年4月	東京ガス株式会社参与
2015年3月	同退任	2021年6月	当社社外取締役 現在に至る
2015年4月	東京ガス株式会社 エネルギー提案推進部長	2022年3月	東京ガス株式会社参与退任
2017年4月	同執行役員 東京ガスリビングエンジニアリング株式会社 代表取締役社長		

選任理由

松田明彦氏は、東京ガス株式会社の執行役員及び同社グループの経営者を歴任し、エネルギー関連事業全般に関する豊富な経験と幅広い識見を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見に基づく助言と監督は、当社の持続的な企業価値向上につながる事が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1960年4月26日生

所有する当社株式数

なし

候補者
番号

12

うめだ たまみ
梅田 珠実

社外 独立役員 新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	厚生省入省	2019年7月	国立国際医療研究センター 国際医療協力局長
2006年9月	厚生労働省健康局疾病対策課長	2021年3月	厚生労働省退職
2008年7月	同健康局結核感染症課長	2021年4月	国立国際医療研究センター客員研究員 現在に至る
2009年7月	独立行政法人国立病院機構医療部長		(重要な兼職の状況)
2012年4月	同企画役		国立国際医療研究センター客員研究員
2013年10月	同理事 (医務担当)		
2015年10月	厚生労働省大臣官房審議官 (医政、精神保健医療担当)		
2016年6月	環境省大臣官房環境保健部長		

選任理由

梅田珠実氏は、医師免許を有し、厚生労働省大臣官房審議官、環境省大臣官房環境保健部長等を歴任し、保健衛生と組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見に基づく助言と監督は、当社の持続的な企業価値向上につながる事が期待できるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (1) 山本幸央、柏倉和彦、河野圭志、松田明彦、梅田珠実の各氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、山本幸央、柏倉和彦、河野圭志、松田明彦の各氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が取締役に再任され就任した場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- (3) 当社は、梅田珠実氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 山本幸央氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- (2) 柏倉和彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (3) 河野圭志氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (4) 松田明彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、山本幸央、柏倉和彦、河野圭志、松田明彦の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。また、当社は、梅田珠実氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要について
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 人見悦司、藤田昇三の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



候補者
番号

1

たち くにひこ
館 邦彦

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2013年4月	当社CSR推進本部内部監査部長
2006年4月	同経理本部経理部長	2016年4月	同常任理事
2010年4月	三機テクノサポート株式会社 管理部長		CSR推進本部内部監査部長
		2019年4月	同CSR推進本部内部監査部長
		2022年4月	同内部監査室 現在に至る

生年月日

1956年5月13日生

選任理由

館 邦彦氏は、当社の経理・財務部門に長年在籍し、財務・会計分野に精通しております。また、内部監査部長として当社グループの法令遵守等の監査に携わってまいりました。これらの豊富な業務経験と識見を活かしたく、監査役候補者といたしました。

所有する当社株式数

なし



生年月日

1948年8月1日生

所有する当社株式数

2,100株

候補者
番号

2

ふじた しょうぞう
藤田 昇三

社外 独立役員 再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年4月	検事官	2018年6月	当社社外監査役 現在に至る
2006年6月	法務省保護局長	2018年10月	奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所
2008年1月	最高検察庁公安部長	2019年2月	藤田昇三法律事務所開設 現在に至る
2008年7月	同裁判員公判部長		
2010年6月	広島高等検察庁検事長		
2010年12月	名古屋高等検察庁検事長		
2011年8月	同退官		
2011年9月	弁護士登録		
2012年6月	株式会社整理回収機構代表取締役社長		
2015年10月	同退任		
	奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所		

(重要な兼職の状況)

弁護士（藤田昇三法律事務所）
 アセットマネジメントOne株式会社社外取締役監査等委員
 株式会社エコス社外取締役
 文化シャッター株式会社社外取締役監査等委員

選任理由

藤田昇三氏は、検事及び弁護士としての専門的知識並びに株式会社整理回収機構の代表取締役社長や他社の監査等委員である取締役を歴任する等の豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経歴を通じて培った経験と識見を当社の監査に活かしたく、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (1) 藤田昇三氏は、社外監査役候補者であります。
 (2) 当社は、藤田昇三氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
 藤田昇三氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 監査役候補者との責任限定契約について
 当社は、藤田昇三氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。また、当社は、舘 邦彦氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要について
 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになるときに備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



すずき としお
鈴木 敏夫

社外 独立役員 新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年9月 監査法人朝日新和会計社入所
1988年8月 公認会計士登録
2000年5月 朝日監査法人社員
2005年5月 あずさ監査法人代表社員
2019年6月 同退所

2019年7月 公認会計士鈴木敏夫事務所開設
現在に至る
(重要な兼職の状況)
公認会計士（公認会計士鈴木敏夫事務所）

生年月日

1957年4月18日生

選任理由

鈴木敏夫氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

所有する当社株式数

なし

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (1) 候補者は補欠の社外監査役候補者であります。
(2) 当社は、鈴木敏夫氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、鈴木敏夫氏が監査役に就任した場合には、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定め最低限度額とのいずれが高い額となります。
4. 補欠監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。補欠監査役候補者は監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、就任後の更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額650百万円以内（うち社外取締役分は2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において年額100百万円以内。）、また、2013年6月26日開催の第89回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を報酬枠の範囲内、上限年500個（新株予約権1個につき100株、社外取締役は付与対象外）として割り当てることをご承認いただいております。さらに、会社法改正を踏まえ、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会において改めて新株予約権の取得条項を含めて同内容にてご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）に株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本制度は、導入の目的に鑑み、対象取締役の役位・役割に基づき付与株式数を定め、かつ業績によって付与株式数が変動しない譲渡制限付株式報酬といたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額170百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役5名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年85,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並び

にその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で、本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する

事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

- i. 取締役に対する報酬等の基本方針
 - ・ 取締役の報酬は、すべてのステークホルダーの期待に応えるべく、当社の企業価値の持続的向上へのインセンティブとなることを目的とする。
- ii. 取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する方針（支給する時期に関する方針を含む）
 - ・ 取締役に対して、毎月、固定報酬を支給する。
 - ・ 個人別の報酬額は、役位・役割ごと、代表権の有無及び常勤・非常勤の別に応じて支給する。
- iii. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬（役員賞与）に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針（支給する時期に関する方針を含む）
 - ・ 業務執行取締役に対して、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブ報酬として一事業年度終了後に役員賞与を支給する。期中において支給することが適切な場合は臨時に支給する。
 - ・ 役員賞与の額の決定に関しては、中期経営計画等で掲げた業績目標の達成度合い及び取締役の個人別の定量、定性両面の評価等を指標とし、総合的に勘案し算出する。業績が著しく悪化した場合や重大なコンプライアンス違反等が発生した場合は、支給水準を下げる又は支給しないこととする。
- iv. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び数の決定に関する方針（報酬等を与える時期に関する方針を含む）
 - ・ 取締役に対して、中長期的な企業価値向上を意識した経営のインセンティブとなる株式報酬を毎年一定の時期に役位・役割に応じて付与する。
- v. 上記 ii. iii. iv. の額の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針
 - ・ 報酬の種類別の割合については、役位、業績目標の達成度合い及び個人別の評価等を総合的に勘案し設定する。
- vi. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 - ・ 取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与の決定については、代表取締役社長へ委任する。
 - ・ 代表取締役社長は取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与を決定するにあたっては、人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を尊重したうえで決定する。
 - ・ 取締役の個人別の株式報酬については、人事報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定する。

第7号議案

監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の監査役（社外監査役を含む。以下「対象監査役」という。）に株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象監査役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本制度は、導入の目的に鑑み、対象監査役の役位・役割に基づき付与株式数を定め、かつ業績によって付与株式数変動しない譲渡制限付株式報酬といたします。

本議案に基づき、対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20百万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議において決定することといたします。

なお、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第4号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象監査役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象監査役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象監査役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限

期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任時の取扱い

対象監査役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象監査役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象監査役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象監査役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

<ご参考資料>

【取締役及び監査役候補者の指名方針】

当社では、「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、取締役及び監査役候補者の指名方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役候補者について

(取締役候補者指名方針)

- ① 取締役会は、自らが備えるべきスキルを踏まえ、取締役及び取締役会の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名する。
- ② 社外取締役候補者については、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名し、独立社外取締役候補者の場合は他社での経営トップとしての経営経験を有する人物を1名以上指名する。
- ③ 取締役の解任提案にあたっては、健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、及び任務を怠ったことにより企業価値を毀損させた場合、人事報酬諮問委員会の検討を経て取締役会が審議する。

(取締役及び取締役会の役割)

- ① 取締役及び取締役会は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務の執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努める。
- ② 取締役及び取締役会は、当社グループ全体の内部統制システム、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を適切に構築・整備し、内部監査部門を活用しつつその運用状況を監督するとともに適時適切な情報開示に努める。
- ③ 取締役会は、最高経営責任者の後継者選定に関し随時状況の監督を行う。
- ④ 取締役会は、利益相反取引に関する手続きを定め、取引の審議・承認を行う。

2. 監査役候補者について

(監査役候補者指名方針)

- ① 取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、次に記載する監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名する。
- ② 社外監査役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。
- ③ 監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を候補者として指名するよう努める。

(監査役の役割)

監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努める。

【社外役員の独立性基準】

当社では、「社外役員の独立性基準」を定め、以下の各項目のいずれにも該当しない者を独立役員として指定しております。

1. 当社を主要な取引先（注1）とする者又はその者が法人等（注2）である場合にはその業務執行者（注3）
2. 当社の主要な取引先（注1）、主要な借入先（注4）又はその者が法人等（注2）である場合はその業務執行者（注3）
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
4. 最近（注6）において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
5. 次の（イ）～（ニ）までのいずれかに該当する者の二親等以内の親族（ただし、離婚、離縁等などによって親族関係が解消されている者を除く）
 - （イ）上記1号～上記4号までに掲げる者
 - （ロ）当社の子会社の業務執行者（注3）
 - （ハ）当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役を独立役員に指定する場合）
 - （ニ）最近（注6）において上記（ロ）、（ハ）又は当社の業務執行者（注3）に該当していた者
6. 最近（注6）において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して10%以上の株主又はその者が法人等（注2）である場合にはその業務執行者（注3）

（注1）「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう

（2021年度を基準とすると年間連結売上高の3%は、約5,795百万円となります）

（注2）「法人等」とは、法人及び組合等法人以外の団体（農業協同組合、管理組合等）をいう

（注3）「業務執行者」とは、業務執行取締役及び従業員のうち部門長（本部長、事業部長、支店長）クラスの管理職並びにこれと同等程度に重要な地位にある者をいう

（注4）「主要な借入先」とは、原則として各事業年度末時点における借入残高が同時点における当社の連結総資産の2%以上である状態が3年以上連続している場合をいう

（2021年度を基準とすると連結総資産の2%は、約3,672百万円となります）

（注5）「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう

（注6）「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により社会活動が停滞したものの、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、緩やかながらも回復局面を迎えております。一方で半導体不足や原材料価格高騰などの供給面の制約に加え、米国の金融引き締めやロシア・ウクライナ情勢などにより、先行きの不透明感が残ることとなりました。

建設投資につきましては、民間投資を中心に前向きな動きが見られ、設備投資の底堅さがうかがえます。

このような環境のなかで当社グループは、3カ年の中期経営計画“Century 2025” Phase2の最終年度にあたり、Phase1の「質」を高める取り組みを継続するとともに、Phase2の重要施策であります「財務・資本政策」と「E S G方針」の開示及び「情報発信力の強化」により「信頼」を高める取り組みを行ってまいりました。さらに、コーポレートガバナンスの一層の強化に取り組み、コンプライアンスの徹底を土台として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に鋭意努力を重ねてまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高	2,022 億円	前年度比	3.4%増	↗
売上高	1,931 億円	前年度比	1.6%増	↗
次期繰越受注高	1,507 億円	前年度比	6.4%増	↗
営業利益	91 億円	前年度比	21.5%増	↗
経常利益	98 億円	前年度比	19.8%増	↗
親会社株主に帰属する当期純利益	64 億円	前年度比	10.0%増	↗

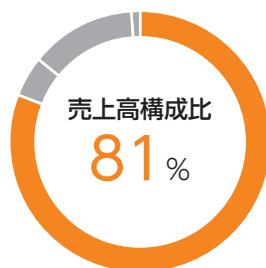
受注高につきましては、前年度を3.4%上回る2,022億円となりました。

なお、当社単独の受注高の発注者別内訳は、民間工事84.1%、官庁工事15.9%であり、特命比率は51.1%であります。

売上高につきましては、1,931億円と前年度と比較し、1.6%の増収となり、翌年度への繰越受注高は、前年度末と比べて90億円、率にして6.4%増加し、1,507億円となりました。

利益面につきましては、大型工事を中心とした利益率改善等により、営業利益は91億円（前年同期比21.5%増）、経常利益は98億円（前年同期比19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は64億円（前年同期比10.0%増）となりました。

セグメントの状況



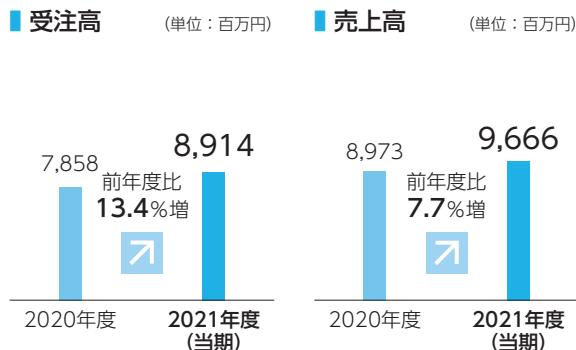
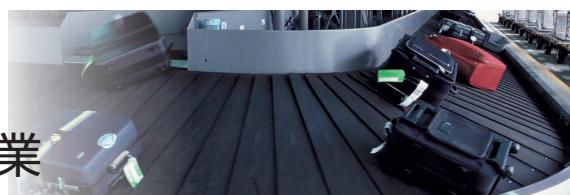
建築設備事業

受注高は、産業空調及び電気設備の大型工事の受注により増加しました。売上高は前年同期並みとなりました。



機械システム事業

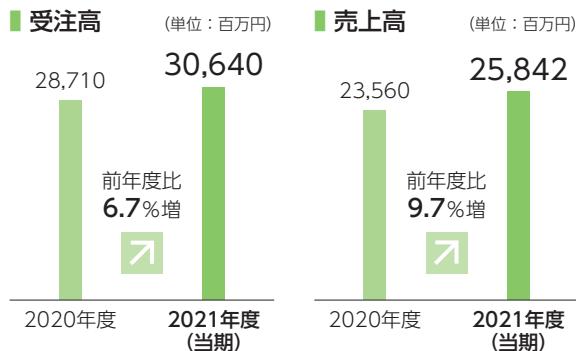
前年同期と比較して受注高、売上高ともに増加となりました。





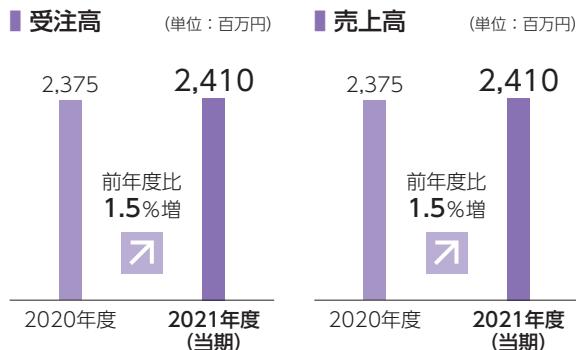
環境システム事業

受注高は、大型の維持管理業務を受託及び廃棄物処理施設を受注した影響等により増加いたしました。また、売上高は前期からの繰越工事が進捗したことにより増収となりました。



不動産事業

テナント賃貸収入が増加し、増収となりました。



主な受注工事、完成工事及び期末手持工事は次のとおりであります。

主な受注工事

物件名	工事種目	所在地
双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター 焼却施設整備工事	廃棄物処理設備工事	福島
大和市北部浄化センター維持管理業務委託	上下水設備維持管理	神奈川
竹芝第1プラント更新工事	空調設備工事	東京
NEC相模原事業場(仮称)新棟建設工事(機械設備工事)	空調・衛生設備工事	神奈川
国立研究開発法人理化学研究所 脳科学中央研究棟 改修3期機械設備工事	空調・衛生設備工事	埼玉

主な完成工事

物件名	工事種目	所在地
三越日本橋本店施設総合CMプロジェクト	空調・衛生設備工事	東京
栗田工業株式会社 Kurita Innovation Hub Technology Innovation Center	空調設備工事	東京
豊田自動織機石浜工場第I期	空調・衛生設備工事	愛知
石川地方生活環境施設組合ごみ処理施設基幹的設備改良工事	廃棄物処理設備工事	福島
Toyota Technical Center Shimoyama 衛生電気設備工事	衛生・電気設備工事	愛知

主な期末手持工事

物件名	工事種目	所在地
双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター 焼却施設整備工事	廃棄物処理設備工事	福島
虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業に係るB-1 街区施設建築物等新築(全体共用等工区)	空調設備工事	東京
竹芝第1プラント更新工事	空調設備工事	東京
NEC相模原事業場(仮称)新棟建設工事(機械設備工事)	空調・衛生設備工事	神奈川
国立研究開発法人理化学研究所 脳科学中央研究棟 改修3期機械設備工事	空調・衛生設備工事	埼玉

当社グループの当期におけるセグメント別の連結受注高・売上高・次期繰越受注高は次のとおりであります。

	当期受注高		当期売上高		次期繰越受注高	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
設備工事事業						
建設築備	160,504百万円	79%	155,484百万円	81%	104,892百万円	70%
プリント設備						
機械システム	8,914	5	9,666	5	2,879	2
環境システム	30,640	15	25,842	13	42,981	28
計	39,554	20	35,509	18	45,860	30
計	200,059	99	190,993	99	150,753	100
不動産事業	2,410	1	2,410	1	—	—
その他	563	0	566	0	70	0
調整額(注)	△782	△0	△781	△0	△85	△0
合計	202,250	100	193,189	100	150,737	100

(注) 各セグメントに含まれている内部取引は、「調整額」で消去しております。

なお、当社の当期における部門別受注高・売上高・次期繰越受注高は次のとおりであります。

	当期受注高		当期売上高		次期繰越受注高	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
設備工事事業						
ビル空調衛生	54,318百万円	31%	57,750百万円	34%	49,643百万円	38%
建築設備						
産業空調	59,915	34	55,176	32	31,205	24
電気	27,552	15	24,599	14	17,993	14
ファシリティシステム	9,960	6	10,436	6	2,832	2
計	151,747	86	147,962	86	101,675	78
プリント設備						
機械システム	8,318	5	9,081	5	2,783	2
環境システム	14,703	8	14,090	8	26,147	20
計	23,021	13	23,172	13	28,931	22
計	174,769	99	171,134	99	130,607	100
不動産事業	2,410	1	2,410	1	—	—
合計	177,179	100	173,544	100	130,607	100

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は16億円余であります。このうち主なものは不動産事業における賃貸用資産の改修・更新工事にかかるものであります。

4. 対処すべき課題

① 経営の基本方針

i. 三機工業グループ経営理念

当社グループは、「三機工業グループ経営理念」を掲げ、社会における当社グループの存在意義と役員・従業員のあるべき姿を総合的に表現しております。当社グループではこれを「三機スタンダード」と呼んで社内外への浸透を図っております。

三機工業グループ経営理念 (三機スタンダード)

エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し
広く社会の発展に貢献する

技術と英知を磨き、顧客満足の向上に努める
コミュニケーションを重視し、相互に尊重する
社会の一員であることを意識し、行動する

この経営理念のもと、当社グループは創立100周年となる2025年度を最終年度として、10年間の長期ビジョン“Century 2025”を策定し、以下の3つの中期経営計画期間を通じてすべてのステークホルダーから「選ばれる」会社を目指しております。

- ・“Century 2025” Phase1 (2016～2018年度)：「質」を高める3年間
- ・“Century 2025” Phase2 (2019～2021年度)：「信頼」を高める3年間
- ・“Century 2025” Phase3 (2022～2025年度)：「選ばれる」4年間

ii. 2050年の姿 (超長期ビジョン)

当社グループは、2022年度から始まる“Century 2025” Phase3の立案にあわせ、超長期ビジョンとして2050年のあるべき姿を定め、サステナビリティに関する基本的な方針や当社グループのカーボンニュートラル宣言を決定しました。

2050年の 姿

「選ばれ続ける三機へ！」

カーボンニュートラルなど、
さまざまな社会課題に対して
快適環境を創造するエンジニアリングで
答えを出し、サステナブルな世界の
実現に貢献する企業でありたい

サステナビリティ方針

「エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し、広く社会の発展に貢献する」
ことにより、強靱な経営基盤と
持続可能な社会の実現を目指します

SANKIカーボンニュートラル宣言

三機工業グループは、世界が直面する気候変動問題に真摯に取り組み、
グループ自らの温室効果ガス排出量 (Scope1,2) においては2030年までに、
サプライチェーンを含む温室効果ガス排出量 (Scope1,2,3) においては
2050年までにカーボンニュートラルを目指します。

また、様々な視点から抽出した課題を「環境・社会価値の向上」と「企業価値の向上」の面から評価し、優先順位の高いものをグループ化して次の5つをマテリアリティとして特定しました。今後、サステナビリティ経営を推進するために優先的に取り組む課題になります。

三機工業グループのマテリアリティ（重要課題）

- ①脱炭素社会への貢献
- ②働く仲間の幸福の追求
- ③エンジニアリングを活かした快適環境の構築
- ④新たな社会価値の創造
- ⑤安定した収益と経営基盤の強化

当社グループの強みは、幅広い技術と豊富な実績はもとより、日本経済やインフラを支える数多くの大切なお客さまと長きにわたって培ってきた信頼関係であると捉えており、長期ビジョンの実現によってこれらをさらに拡大・強化したいと考えております。

また、コーポレートガバナンス・内部統制の一層の強化、技術力の伝承・向上、CSRの推進、リスク管理の徹底及びサステナビリティの向上などを経営課題として捉え、企業価値の向上に取り組んでまいります。

企業活動の大前提であるコンプライアンスについては、「三機工業グループコンプライアンス宣言」、「三機工業グループ行動規範・行動指針」及び「三機工業グループ行動基準」に基づき、法令遵守をはじめとしたコンプライアンス意識の向上に努めております。

これらを当社グループの経営の基本方針として、来たるべき100周年に向け着実に企業価値を高めてまいります。

② 経営環境及び対処すべき課題等

経営環境については脱炭素化の動き、少子高齢化、働き方改革、DXの急速な進展等、大きく環境が変化していると認識しております。これらの環境変化に対応すべく、「省エネルギー・創エネルギー事業」、「自動化・省人化事業」、長時間労働の解消など働きやすい環境づくりを目的とした当社独自の働き方改革である「スマイル・プロジェクト」を推進してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、状況が日々変化しておりますので、引き続き情報収集を実施し、人命最優先としつつ、影響を最小限にすべく取り組んでまいります。

i. “Century 2025” Phase2の概要

2019年度～2021年度は中期経営計画“Century 2025” Phase2の期間でしたが、Phase2では「信頼」を高めることを新たなテーマとして掲げ、Phase1の「質」を高める取り組みを継続するとともに、新たに「財務・資本政策」と「ESG方針」の開示及び「情報発信力の強化」による企業理解の促進に注力することで、ステークホルダーの皆さまの当社グループに対するご理解を深めていただくべく、取り組みを進めました。

a. 各事業の環境認識と課題

- ・ 建築設備事業では、2021年度は引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、2020年度ほどの影響もなく、全体として需要は堅調に推移しました。今後、建築設備事業分野の極端な需要減が起こるとは考えておらず、リニューアル工事など今後も一定の需要を見込んでおります。当社グループでは、「過重労働の回避を考慮した受注」、「省エネルギーシステムの開発」及び「ICT・BIMなどデジタルツールの活用による施工品質の向上」を目指してまいります。
- ・ 機械システム事業では、労働人口の減少に伴う自動化・省人化ニーズや、物流施設への設備投資の拡大が継続しております。これを大きなチャンスと捉え、物流センター向けの新商品を開発・市場投入しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の対策で、製造工場や物流施設において人と人との非接触を求めるニーズが拡大していることから、当社の保有技術が感染防止等の対策に貢献できるよう取り組んでまいります。
- ・ 環境システム事業では、下水処理施設・廃棄物処理施設などの公共施設において施設建設のみならず維持・管理まで含めた対応が求められております。当社グループでは、DBO (Design Build Operate) などに積極的に取り組むとともに、引き続き省エネルギー・創エネルギー事業を拡大してまいります。

b.財務・資本政策の基本方針

- ・将来への投資については、人財が最も重要な経営資源であるとの認識のもと、教育を含む人的投資を充分に行うとともに、R & D（研究開発）に注力してまいります。
- ・ステークホルダーへの還元については、総還元性向を目標値として定め、安定的かつ継続的な株主への還元を行ってまいります。なお、当連結会計年度中には、自己株式の取得を行いました。
- ・資本効率の向上を目指し、政策保有株式の縮減を継続してまいります。

c. E S G方針

- ・E（環境）については、事業活動を通じて、脱炭素化・省エネルギー・創エネルギー等の地球環境問題解決に貢献します。また、「SANKI YOUエコ貢献ポイント」や「三機の森」育成、植林プロジェクトなどの環境保全活動も積極的に実施してまいります。2021年度に当社グループの温室効果ガス排出量についてScope1,2,3のすべてにおいて算定が終了したことから、今後は具体的な削減目標を立案し取り組みを進めてまいります。
- ・S（社会）については、働き方改革を重要課題と捉え、当社独自の働き方改革「スマイル・プロジェクト」を継続するとともに、コミュニケーションの活性化により、多様な人財が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。また、CSR調達を意識した「三機工業グループ調達方針」に沿って適切な調達活動を実施してまいります。さらに環境活動をはじめ、文化・スポーツ支援等についても積極的に実施してまいります。
- ・G（企業統治）については、「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、より良いガバナンスに向けた取り組みを継続してまいります。

ii. “Century 2025” Phase2の結果

こうした活動を通じてPhase2の目標達成に努めました。その結果は以下のとおりであります。

a.業績目標と結果

Phase1からの持続的な成長を目指してまいりました。

(単位：億円)

年度	Phase1			Phase2				
	2016 (実績)	2017 (実績)	2018 (実績)	2019 (実績)	2020 (実績)	2021 (目標)	2021※ (業績予想)	2021 (実績)
売上高	1,685	1,701	2,123	2,076	1,900	2,000	2,000	1,931
売上総利益 (率)	225 (13.4%)	250 (14.7%)	316 (14.9%)	321 (15.5%)	287 (15.1%)	320 (16.0%)	310 (15.5%)	302 (15.6%)
経常利益 (率)	68 (4.1%)	74 (4.4%)	112 (5.3%)	112 (5.4%)	81 (4.3%)	100 (5.0%)	100 (5.0%)	98 (5.1%)

※2021年11月12日に公表した連結業績予想を記載しております。なお、売上高と経常利益につきましては、2021年5月14日に東京証券取引所の適時開示で公表した連結業績予想から変更ありません。

b. Phase2最終年度の目標と結果

年度	2021 (目標)	2021 (実績)
経常利益率	5.0%以上	5.1%
ROE	8.0%以上	7.0%

※ROE = 自己資本当期純利益率

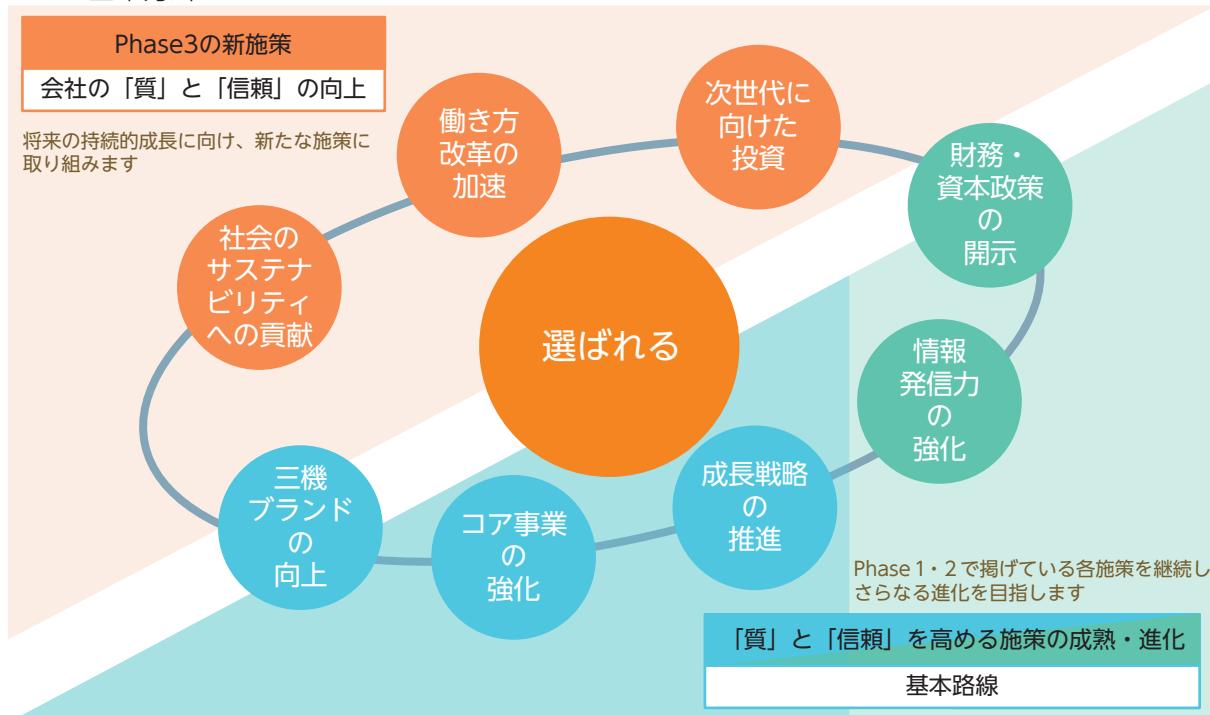
c. Phase2期間中の目標と結果

	期間中の目標	Phase2		
		2019	2020	2021
配当	年60円以上/株	年95円/株	年80円/株	年85円/株
自己株式取得	500万株程度	3年間累計395万株取得		
総還元性向	70%以上	111.4%	97.3%	95.7%

iii. “Century 2025” Phase3の概要

2022年度～2025年度は中期経営計画“Century 2025” Phase3の期間となり、長期ビジョンに掲げる「選ばれる」会社の実現に向けた総仕上げの中期経営計画となります。

a.基本方針



Phase1の重点テーマ「技術と人の質を向上する」及びPhase2の重点テーマ「信頼を高める」ための施策を成熟・進化させつつ、新たな取り組みにより「選ばれる」企業グループを実現するとともに次なる時代に向けた布石を打つ

b.重点施策

- ・ Phase1の継続
 - コア事業の強化
 - 成長戦略の推進
 - 三機ブランドの向上
- ・ Phase2の継続
 - 財務・資本政策の開示
 - 情報発信力の強化
- ・ 新たな取り組み
 - 社会のサステナビリティへの貢献
 - 働き方改革の加速
 - 次世代に向けた投資

c.経営目標

・Phase3最終年度業績の目標

(単位：億円)

	2025年度
売上高	2,200
売上総利益 (率)	360 (16.5%)
経常利益 (率)	120 (5.5%)

・Phase3期間中の目標

	期間中の目標 (2022年度～2025年度)
経常利益率	5.0%以上
配当方針	配当性向 50%以上 1株当たり年間配当金 70円以上
自己株式取得	500万株程度※
ROE	8.0%以上
成長投資	200億円程度※

※計画期間中の累計

当社グループは、長期ビジョンを実現し「選ばれる」会社となるため、引き続き環境変化に柔軟に対応できる企業体制を構築しつつ、新技術の開発、コーポレートガバナンスの一層の強化に取り組み、コンプライアンスの徹底を土台として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け鋭意努力を重ねてまいります。

5. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

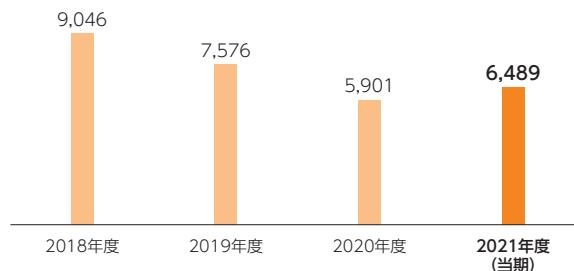
■ 受注高 ■ 売上高

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

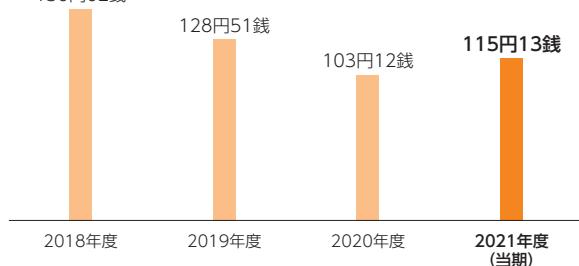
(単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益

150円02銭

(単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産

(単位：百万円)



区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
受注高	217,096百万円	194,018百万円	195,580百万円	202,250百万円
売上高	212,314百万円	207,684百万円	190,067百万円	193,189百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,046百万円	7,576百万円	5,901百万円	6,489百万円
1株当たり当期純利益	150円02銭	128円51銭	103円12銭	115円13銭
総資産	195,321百万円	180,805百万円	171,313百万円	183,609百万円
純資産	89,772百万円	87,364百万円	91,699百万円	94,278百万円

(注) 2021年度(当期)から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しております。

2021年度(当期)の受注高につきましては、建築設備事業や環境システム事業の大型工事の受注及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少していた機械システム事業の受注が回復したことにより、前年度から増加となりました。一方、売上高につきましては、建築

設備事業及び環境システム事業の大型工事を中心とした期首からの繰越工事の進捗による増収や、受注が回復基調にある機械システム事業の増収により、前年度から増加となりました。

利益面につきましては、大型工事を中心とした利益率改善等により増益となりました。

②当社の財産及び損益の状況

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
受注高	199,329百万円	171,546百万円	175,555百万円	177,179百万円
売上高	192,183百万円	186,091百万円	168,879百万円	173,544百万円
当期純利益	8,079百万円	7,591百万円	6,266百万円	6,952百万円
1株当たり当期純利益	133円98銭	128円77銭	109円50銭	123円36銭
総資産	184,118百万円	169,610百万円	159,141百万円	171,310百万円
純資産	81,638百万円	79,785百万円	83,002百万円	85,299百万円

2021年度（当期）の状況につきましては、前項「企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであり、追記すべき事項はありません。

6. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三機テクノサポート株式会社	100百万円	100%	設備工事事業
三機産業設備株式会社	20百万円	100%	//
三機化工建設株式会社	80百万円	100%	//
三機環境サービス株式会社	50百万円	100%	//
三機パートナーズ株式会社	10百万円	100%	保険・リース・人材派遣事業
AQUACONSULT Anlagenbau GmbH	18千ユーロ	100%	散気装置製造販売事業
THAI SANKI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO.,LTD.	16,000千タイ・パーツ	49%	設備工事事業
三机建筑工程（上海）有限公司	3,800千米ドル	100%	//

(注) 1. 上記の子会社は連結子会社であります。

2. 三機パートナーズ株式会社については、セグメント上は「その他」に含めております。また、AQUACONSULT Anlagenbau GmbHについては、セグメント上は設備工事事業の「環境システム」に含めております。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社あり、連結決算の概要は、[1](#)企業集団の現況に関する事項1. 事業の経過及びその成果、並びに5. 財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び関係会社12社（うち連結子会社8社）で構成されており、主たる事業である設備工事事業のほか、不動産の賃貸・管理事業等を行っております。なお、設備工事事業では、次のような建築設備及びプラント設備の企画、設計、製作、監理、施工、販売、コンサルティングを行っております。

建築設備	ビル空調衛生	空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備、厨房設備、 地域冷暖房施設、原子力関連施設
	産業空調	産業空調設備、クリーンルーム設備、医薬・食品製造施設、 環境制御装置、冷凍・冷蔵装置
	電気	電気設備、電気通信設備、通信関連施設、電気土木
	ファシリティシステム	オフィス等ワークプレイス設計・構築、移転プロジェクトマネジメント、 ワークスタイル改革コンサルティング、設備コンサルティング、 中央監視・自動制御システム、情報通信ソリューション、 危機管理（BCP）ソリューション、IP電話ソリューション、 セキュリティソリューション、スマートビルディング関連ソリューション
プラント設備	機械システム	F Aシステム、物流システム、クリーン搬送システム、 空港手荷物・貨物ハンドリングシステム、搬送情報制御システム、 医薬ハンドリングシステム、標準コンベヤ
	環境システム	上水・下水処理設備、一般及び産業廃棄物処理・再生設備、 汚泥再生処理設備、産業用排水・排ガス処理設備、 食品・化学等産業用プラント設備

8. 主要な事業所

当社	本社	東京都中央区明石町8番1号			
	支社	東京支社（東京都中央区）	関西支社（大阪市）	中部支社（名古屋市）	
		支店	九州支店（福岡市）	北海道支店（札幌市）	中国支店（広島市）
			東北支店（仙台市）	北陸支店（富山市）	横浜支店（横浜市）
		関東支店（さいたま市）	千葉支店（千葉市）	茨城支店（土浦市）	
		京都支店（京都市）	神戸支店（神戸市）	四国支店（高松市）	
		静岡支店（静岡市）	豊田支店（豊田市）	三河支店（刈谷市）	
		工場 総合研修・ 研究施設	大和プロダクトセンター（大和市）		
	三機テクノセンター（大和市）				
	子会社	国内	三機テクノサポート株式会社（東京都中央区）		
三機産業設備株式会社（大和市）					
三機化工建設株式会社（大和市）					
三機環境サービス株式会社（大和市）					
三機パートナーズ株式会社（東京都中央区）					
海外		AQUACONSULT Anlagenbau GmbH（オーストリア） THAI SANKI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO.,LTD.（タイ） 三机建筑工程（上海）有限公司（中国）			

9. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,607名	59名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,096名	48名増	43.2才	18.6年

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,670百万円
三井住友信託銀行株式会社	962百万円
株式会社りそな銀行	880百万円
株式会社三菱UFJ銀行	652百万円
日本生命保険相互会社	612百万円
大樹生命保険株式会社	612百万円
明治安田生命保険相互会社	612百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 192,945,000株
2. 発行済株式総数 59,661,156株 (自己株式 3,900,458株を含む)
3. 株 主 数 14,524名 (対前期末 337名減)
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,899千株	12.37%
明治安田生命保険相互会社	5,570千株	9.99%
大樹生命保険株式会社	3,134千株	5.62%
三機共栄会	2,965千株	5.32%
日本生命保険相互会社	2,324千株	4.17%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,970千株	3.53%
三機工業従業員持株会	1,446千株	2.59%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	919千株	1.65%
MSIP CLIENT SECURITIES	887千株	1.59%
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	729千株	1.31%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式3,900千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 また、持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数第三位を四捨五入しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施のため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2021年8月6日の取締役会決議に基づき、2021年8月10日から2022年1月5日の間、市場取引により、1,000千株の自己株式を総額1,438百万円で取得いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	長谷川 勉	秘書室担当
代表取締役社長	石 田 博 一	経営企画室、法務室担当
取締役	三 石 栄 司	専務執行役員 建築設備事業本部長 建築設備事業本部（海外事業統括室を除く）、安全衛生品質環境推進室担当
取締役	工 藤 正 之	専務執行役員 C S R 推進本部長 C S R 推進本部、主査室、情報システム室、 建築設備事業本部海外事業統括室、ファシリティシステム事業部担当
取締役	飯 嶋 和 明	常務執行役員 プラント設備事業本部長 プラント設備事業本部、R&Dセンター担当
取締役	福 井 博 俊	執行役員 総務人事本部長 総務人事本部担当
取締役	川 辺 善 生	執行役員 経理本部長 最高財務責任者 経理本部担当
取締役	社外 独立役員 山 本 幸 央	取締役会議長
取締役	社外 独立役員 柏 倉 和 彦	
取締役	社外 独立役員 河 野 圭 志	中外製薬株式会社非常勤顧問
取締役	社外 独立役員 松 田 明 彦	東京ガス株式会社参与
常勤監査役	人 見 悦 司	
常勤監査役	齊 藤 一 男	
監査役	社外 独立役員 藤 田 昇 三	弁護士（藤田昇三法律事務所） アセットマネジメントOne株式会社社外取締役監査等委員 株式会社エコス社外取締役 文化シャッター株式会社社外取締役監査等委員
監査役	社外 独立役員 跡 見 裕	杏林大学名誉学長 大日本住友製薬株式会社社外取締役
監査役	社外 独立役員 江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険株式会社特別顧問

- (注) 1. 取締役 飯嶋和明、河野圭志、松田明彦の各氏は、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役 本松 卓、額賀 信の両氏は、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 山本幸央、柏倉和彦、河野圭志、松田明彦の各氏は、社外取締役であります。
4. 取締役 松田明彦氏は、東京ガス株式会社の参与を兼職しておりましたが、2022年3月31日付で退任しております。
5. 監査役 藤田昇三、跡見 裕、江頭敏明の各氏は、社外監査役であります。
6. 取締役 山本幸央、柏倉和彦、河野圭志、松田明彦、監査役 藤田昇三、跡見 裕、江頭敏明の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 監査役 人見悦司氏は、当社の経理・財務部門に長年在籍し、財務・会計分野に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 跡見 裕氏が社外取締役を務める大日本住友製薬株式会社は、当期末後の2022年4月1日付で住友ファーマ株式会社に変更しております。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。
2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員	三 石 栄 司	執行役員	富 田 弘 明
専務執行役員	工 藤 正 之	執行役員	福 井 博 俊
常務執行役員	白 木 博 之	執行役員	矢 野 憲 一
常務執行役員	杉 浦 繁 年	執行役員	川 辺 善 和
常務執行役員	國 廣 正 昭	執行役員	泉 穴 口 常 明
常務執行役員	朝 倉 和 昭	執行役員	苅 部 郁 生
常務執行役員	福 田 順 一	執行役員	太 田 伸 祐
常務執行役員	飯 嶋 和 明	執行役員	山 門 中 庸 詳
		執行役員	脇 田 晃 夫
		執行役員	鹿 成 瀨 安 計
		執行役員	成 勝 野 耕 治
		執行役員	本 川 忠 行
		執行役員	青 木 伸 一
		執行役員	中 村 史 哲
		執行役員	野 村 口 士 行
		執行役員	岩 崎 恭 宏
		執行役員	波 多 野 宏 順
		執行役員	新 保 辰 夫
		執行役員	浅 沼 良 毅
		執行役員	岩 井 直 史
		執行役員	寺 崎 直 人
		執行役員	砂 田 泰 弘
		執行役員	山 崎 久 一
		執行役員	奥 野 竜 順
		執行役員	浜 坂 一 仁
		執行役員	梅 沢 昭 勇
		執行役員	中 川

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。また、この決定方針は、人事報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

- i. 取締役に対する報酬等の基本方針
 - ・取締役の報酬は、すべてのステークホルダーの期待に応えるべく、当社の企業価値の持続的向上へのインセンティブとなることを目的とする。
- ii. 取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する方針（支給する時期に関する方針を含む）
 - ・取締役に対して、毎月、固定報酬を支給する。
 - ・個人別の報酬額は、役位・役割ごと、代表権の有無、及び常勤・非常勤の別に応じて支給する。
- iii. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬（役員賞与）に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針（支給する時期に関する方針を含む）
 - ・取締役に対して、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブ報酬として一事業年度終了後に役員賞与を支給する。期中において支給することが適切な場合は臨時に支給する。

- ・役員賞与の額の決定に関しては、中期経営計画等で掲げた業績指標の水準等及び取締役の個人別の定量、定性両面の評価を指標とし、総合的に勘案し算出する。業績が著しく悪化した場合や重大なコンプライアンス違反等が発生した場合は、支給水準を下げる又は支給しないこととする。
- iv. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び数の決定に関する方針（報酬等を与える時期に関する方針を含む）
 - ・業務執行取締役に対して、中長期的な企業価値向上を意識した経営のインセンティブとなる株式報酬を毎年一定の時期に役位等に応じて付与する。
- v. 上記 ii. iii. iv. の額の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針
 - ・報酬の種類別の割合については、役位、業績指標の水準及び個人別の評価等を総合的に勘案し設定する。
- vi. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 - ・取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与の決定については、代表取締役社長へ委任する。
 - ・代表取締役社長は取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与を決定するにあたっては、人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を尊重したうえで決定する。
 - ・取締役の個人別の株式報酬については、人事報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額650百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役3名）です。また、社外取締役の報酬額については、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、上記報酬額650百万円の範囲内において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。さらに、2013年6月26日開催の第89回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を報酬枠の範囲内、上限年500個（新株予約権1個につき100株、社外取締役は付与対象外）として割り当てることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。なお、会社法改正を踏まえ、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会において改めて新株予約権の取得条項を含めて同内容にて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役は11名（うち社外取締役4名）です。

監査役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、代表取締役社長石田博一氏が取締役会の委任決議に基づき取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるようにするため、代表取締役社長が取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与を決定するにあたっては、人事報酬諮問委員会で審議された答申内容を尊重しつつ決定されるよう措置を講じております。なお、取締役の個人別の株式報酬については、人事報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定することとしています。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役	513百万円	325百万円	187百万円	24百万円	13名
(社外取締役を除く)	(434百万円)	(265百万円)	(168百万円)	(24百万円)	(8名)
(社外取締役)	(79百万円)	(59百万円)	(19百万円)	(1百万円)	(5名)
監査役	109百万円	80百万円	29百万円	1百万円	5名
(社外監査役を除く)	(73百万円)	(48百万円)	(25百万円)	(1百万円)	(2名)
(社外監査役)	(36百万円)	(32百万円)	(3百万円)	(1百万円)	(3名)

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画等で掲げた業績指標（売上高、売上総利益、経常利益）であり、また、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画等の達成度合いに従って賞与の額を算出することが株主の皆さまと利益を共有するために最も適していると判断したためであります。業績連動報酬の算定方法は、当該業績指標の水準等を基本指標とし、これに取締役及び監査役の個人別の定量、定性両面の評価も総合的に勘案し算出いたします。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結損益計算書に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬には、役員賞与引当金繰入額として取締役分136百万円及び監査役分25百万円がそれぞれ含まれております。
3. 非金銭報酬は、2021年6月23日開催の取締役会決議により株式報酬型ストックオプションとして業務執行取締役7名に対して新株予約権200個（24百万円）を付与したものであります。なお、当該非金銭報酬は業績連動報酬に含まれております。その他当該株式報酬の内容及びその交付状況は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき当社ウェブサイト（<https://www.sanki.co.jp/>）に掲載しております「第98回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」¹）会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
4. 対象となる役員の員数には、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等の関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
山本幸央	社外取締役	
柏倉和彦	社外取締役	
河野圭志	社外取締役	中外製薬株式会社非常勤顧問
松田明彦	社外取締役	東京ガス株式会社参与
藤田昇三	社外監査役	弁護士（藤田昇三法律事務所） アセットマネジメントOne株式会社社外取締役監査等委員 株式会社エコス社外取締役 文化シャッター株式会社社外取締役監査等委員
跡見裕	社外監査役	杏林大学名誉学長 大日本住友製薬株式会社社外取締役
江頭敏明	社外監査役	三井住友海上火災保険株式会社特別顧問

- (注) 1. 河野圭志氏は、中外製薬株式会社の非常勤顧問を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 松田明彦氏は、東京ガス株式会社の参与を兼職しておりましたが、2022年3月31日付で退任しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
3. 藤田昇三氏は、藤田昇三法律事務所を主宰しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
また、同氏は、アセットマネジメントOne株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しており、当社は、同社と建築設備工事請負契約等の取引があります。
また、同氏は、株式会社エコスの社外取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
また、同氏は、文化シャッター株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
4. 跡見裕氏は、杏林大学の名誉学長を兼職しており、当社は、同大学と建築設備工事請負契約等の取引がありますが、当該取引は、直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.80%であることから、当社が定める社外役員の独立性基準の要件を満たしております。
また、同氏は、大日本住友製薬株式会社の社外取締役を兼職しており、当社は、同社と建築設備工事請負契約等の取引があります。なお、同社は当期末後の2022年4月1日付で住友ファーマ株式会社に商号を変更しております。
5. 江頭敏明氏は、三井住友海上火災保険株式会社の特別顧問を兼職しており、当社は、同社と建築設備工事請負契約及び損害保険契約等の取引がありますが、当該取引は、直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.46%であることから、当社が定める社外役員の独立性基準の要件を満たしております。

②社外役員の主な活動状況

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
山本幸央	社外取締役	100% (13回/13回)	—	左記のとおり取締役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、取締役会議長及び人事報酬諮問委員会委員を務め、コーポレートガバナンスの向上に貢献いたしました。
柏倉和彦	社外取締役	100% (13回/13回)	—	左記のとおり取締役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、人事報酬諮問委員会委員長を務め、コーポレートガバナンスの向上に貢献いたしました。
河野圭志	社外取締役	100% (11回/11回)	—	左記のとおり取締役会に出席し、主に経験豊富な金融の専門家の観点から有用な発言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、人事報酬諮問委員会委員を務め、コーポレートガバナンスの向上に貢献いたしました。
松田明彦	社外取締役	100% (11回/11回)	—	左記のとおり取締役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、人事報酬諮問委員会委員を務め、コーポレートガバナンスの向上に貢献いたしました。
藤田昇三	社外監査役	100% (13回/13回)	100% (8回/8回)	左記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から有用な発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
跡見裕	社外監査役	100% (13回/13回)	100% (8回/8回)	左記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊富な大学経営者・医学者の観点から有用な発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
江頭敏明	社外監査役	100% (13回/13回)	87% (7回/8回)	左記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。2019年度を初年度とした中期経営計画“Century 2025” Phase2において、当社グループ経営目標の中で総還元性向70%以上を目標値として定めており、配当については1株につき年間60円以上の安定的な配当を実施することを、自己株式取得についてはPhase2期間中に500万株程度を弾力的に実施していくことを基本方針としております。

当期（2021年度）は、Phase2の最終年度にあたり、掲げた計画値を概ね達成することができました。また、前期実績を上回る業績水準となりました。

これらの状況を踏まえ、当期の期末配当につきましては、1株につき35円の普通配当に加え特別配当15円をおこなうことといたしました。

この結果、当期の1株当たり期末配当金は50円、年間配当金は中間配当金35円とあわせて85円となります。

2022年度は、長期ビジョン“Century 2025”の総仕上げとなる中期経営計画“Century 2025” Phase3の初年度となります。計画値の達成のため、これまでの「質」と「信頼」を高める施策を成熟・進化させつつ、新たな取り組みによりすべてのステークホルダーから「選ばれる」会社を目指し邁進してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
現金	預金		42,779	電子記録債権	債務金		2,588
受取手形			595	工事未払金			37,932
電子記録債権			7,124	短期借入金			8,885
完成工事未収入金等			39,412	リース負債			94
契約資産			19,629	未払法人税等			2,659
有価証券			5,999	契約負債			14,754
未成工事支出金			2,921	賞与引当金			4,143
原材料及び貯蔵品			756	役員賞与引当金			234
その他の			6,541	完成工事補償引当金			1,289
貸倒引当金			△17	工事損失引当金			9
				その他の			6,617
固定資産				固定負債			
有形固定資産				長期借入金			
建物・構築物			9,707	リース負債			320
機械、運搬具及び工具器具備品			398	退職給付に係る負債			325
土地			3,085	関係会社事業損失引当金			2,581
リース資産			311	繰延税金負債			440
建設仮勘定			1	その他の			670
無形固定資産				負債合計			
投資その他の資産				純資産の部			
投資有価証券			30,447	株主資本			
長期貸付金			73	資本金			82,140
退職給付に係る資産			6,303	資本剰余金			8,105
敷金及び保証金			1,466	利益剰余金			4,181
保険積立金			1,252	自己株式			75,097
繰延税金資産			821				△5,243
その他の			3,160	その他の包括利益累計額			
貸倒引当金			△419	その他有価証券評価差額金			11,827
資産合計				純資産合計			
183,609				94,278			
				負債純資産合計			
				183,609			

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			114,374	負債の部			78,062
流動資産			114,374	流動負債			78,062
現金預手	金形権		38,432	電工子記録債	務金		2,588
受取手			550	工事期未借払	務入金		36,418
電子記録債			6,884	短期一払	務金		8,885
完成工事未収入	金産		35,857	未未払法入	等債		87
契約約資証	産券		17,688	契約人負	金等		4,961
有価証券	債券		5,999	預賞与引当	債金		2,163
未成工事支出	金品		2,554	成工事損の	金金		13,911
原材料及び貯蔵	品金		295	員賞引当	金金		4,064
立替の引当	金他		554	成工事損の	金金		3,477
そ倒引当	金他		5,562	完工事損の	金金		161
			△6	そ	金他		1,324
固定資産			56,936	固定負債			9
有形固定資産			13,724	長期借入金			7
建物	物		9,970	長期借入金	金務		320
構築物	物		154	退職給付引当	金		194
機械及び装置	置		98	関係会社事業損失引当	金		511
車両運搬具	具		0	従業員預り証	金		440
工具、器具及び備	品		238	長期預り金	債		3,102
土地	地		3,082	延税の	金他		2,343
建物	産		178				698
建設仮勘	定		1				338
無形固定資産			1,202	負債の合計			86,011
投資その他の資産			42,008	株主資本			72,894
投資有価証券	券		29,919	資本剰余金			8,105
関係会社株	式		335	資本剰余金	備		4,181
関係会社出資	金		643	利益剰余金	金		4,181
長期貸付金	金		32	利益剰余金	備		65,851
関係会社長期貸付	金		600	その他利益剰余金	金		2,026
破産更生債権	等		80	固定資産圧縮積立	金		63,824
長期前払費用	用		37	別途積立	金		972
前払年金費用	用		5,558	繰越利益剰余	金		31,110
敷金及び保証	金		1,337	自己株式			31,742
保険積立	金		1,252	評価・換算差額等			△5,243
長期性の預	金		1,510	その他有価証券評価差額金			12,095
そ倒引当	金他		1,455	繰延ヘッジ損益			12,100
	金		△755	新株予約権			△5
資産合計			171,310	純資産合計			310
				負債純資産合計			85,299
							171,310

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

三機工業株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤秀明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

三機工業株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤秀明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月18日

三機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 人見悦司 ㊟

常勤監査役 齊藤一男 ㊟

社外監査役 藤田昇三 ㊟

社外監査役 跡見裕 ㊟

社外監査役 江頭敏明 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
開催場所 帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 電話03-3504-1111 (代表)

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまの安全を最優先に、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。



最寄り駅

J R 線	■ 有楽町駅下車	日比谷	徒歩 5分	地下鉄	■ 銀座駅下車	C1	徒歩 5分
	■ 新橋駅下車	日比谷	徒歩 7分		■ 日比谷駅下車	A13	徒歩 3分
					■ 内幸町駅下車	A5	徒歩 3分

※日比谷駅A5出口は工事のため閉鎖しております。

株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した
「ベジタブルオイルインク」
を使用しています。